



災害が起きたら、あなたはどうしますか?

~みんなで地区防災~



生死を分けるタイムリミットは



竜巻 愛知県豊橋市

雪害 新潟県津南町

录雨 中国•九州北部豪雨

みんなで「地区防災計画」を作ろう!

「十日町市地域防災計画」と「地区防災計画」の関係 「十日町市地域防災計画」は市全体の防災計画であり、「地区防 災計画」はその地区に合った実践的防災計画である。

市町村地域防災計画は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(「地区居住者等」)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(「地区防災計画」)について定めることができる。 (災害対策基本法第42条第3項を要約)

十日町市の現況

・地区防災計画を作成し市に報告済み(3地区) 下条地区自主防災連絡協議会 飛渡地区自主防災会 中条新田自主防災会

防災ワークショップを実施作成中7地区(12組織)

計画の基本的考え方

- 1 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画
 - ・地区の特性をよく知っている皆様が、地区の実情に即した密着型計画を作成する。
 - ・防災ワークショップを開催し広く意見を拾い上げ 作成する。(十日町市はこの方法を採用している)





2 地区の特性に応じた計画

・地区防災計画の単位は、自主防災会、学校区、 地区振興会など自由であるが、災害対応の実態 に即した区域割を考える。

例

- •地区振興会単位 20防災会(24町内集落)
- •防災会単位 1防災会 (14集落)
- •防災会単位 1防災会(1町内)

- 3 継続的に地域防災力を向上させる計画 (持続可能な計画)
 - ・災害の教訓、訓練などを通じ、計画の評価や見直しを行い、持続可能な計画にする。

例

- ・集中豪雨に見舞われ、防災会と民生・児童委員 の連携が重要と毎年合同会議を開催している。
- ・訓練を通じ安否確認、基幹施設(公民館)への報告体制が充実した。
- ・防災計画を全戸配布し災害対応の備えができる。

STEP-0 事前準備

- ○様々な場や機会を通じて、災害に対する備え(準備)の 重要性について勉強してみましょう(学習会等に参加)。
- ○計画策定のためのグループ(組織)を構築し(※1)、 地元行政(市町村や消防等)に連携方法を確認します。







防災セミナー・研修会

STEP-1 工程確認

- ○計画を策定する対象地区の地域の特性を把握 し、起こりうる自然災害(リスク)を推定します。
- ○「まち歩き」をして、各自発見したことを記録。 図書館等で地史文献を参照活用しながら、 「防災マップ」を作ります(※2)。
- ○防災マップを使い、危険場所や避難場所等を 共有し、計画策定のためのスケジュールや取組 内容(避難・救助方法等)について話し合います。



防災まち歩き



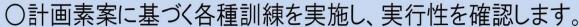
防災マップ作成



A町内会の防災マップ

STEP – 2 **策定前検証**

○ワークショップ等を開催し、推定した自然災害(※3)による被害想定(課題抽出)を行います。そして、課題に対する減災対策を協議し、防災活動(訓練、備蓄、その他の共助支援策)等を計画した「計画素案」を作成します。







ワークショップ

避難訓練

STEP - 3 [計画]策定

※3)対象地区に過去発生した被害や他地区事例も調査してみましょう。

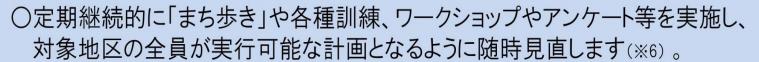
○計画素案を基に「計画」を策定し、対象地区の全員に共有します。 (地元行政や防災士等知見者への協力要請を推奨(※4)します。)

STEP - 4「地域防災計画」へ

※4)早い段階でアドバイスをもらうと悩みが解消し易くなります。

- ○管轄の市町村防災会議に「計画」を提案します(地域防災計画への採用判断が行われます)。
- 〇採用後は、地区居住者等は当該地区防災計画に従い、防災活動の実施に努めましょう(※5)。
- ※5)災害対策基本法により、市町村防災会議は、必要があると認めるときには、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることとなっています。

STEP - 5 計画の見直し



※6)内容を見直した場合にはすぐに周知して情報を共有しましょう。

(参考) 災害対策基本法 第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計 画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

STEP-0~STEP-5要約

- STEP-0 事前準備 (自主防災組織あり)
- STEP-1 工程確認 (防災ワークショップ)
- STEP-2 策定前検証(防災ワークショップで実施)
- STEP-3 計画策定(NPO指導)
- STEP-4 「地域防災計画」へ(防災会議に提案)
- STEP-5 計画の見直し(教訓、訓練実施等により 持続可能な計画に改定)

地区防災計画の策定は難しいのでは・・・。

☞全国各地で様々な地区防災計画が策定されています。まずは各地の取組事例を知るところから始めてみましょう。



こんな地区防災計画が作られています。(事例のご紹介)

事例① 要配慮者への支援体制を構築

■要配慮者に対する地域支援体制づくり

災害発生時に助けが必要とされる要配慮者を「おねがい会員」、救助を行う支援者を「まかせて会員」として登録する制度を構築。災害時の要配慮者の安否確認や避難誘導の他、平常時の見守りも実施。



■「ギリギリの共助」

地震後15 分以内において、要配慮者が自宅の玄関先にいた場合には、支援者が「同伴避難」、「車避難」等ができるとする「ギリギリの共助」による支援体制を構築。

事例② 安否確認のルールを構築

■隣近所で確実な安否確認の実行

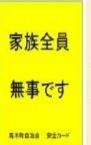
災害時に取るべき行動を「自身の安全確認」→「安全カードの 提示」→「近所の確認」等、やるべき行動手順について文書で 明確化し、安否確認のルールを構築。

■「災害時住民支え合いマップ」の作成

災害時に誰がどの人の安否を確認し、助けるかを取り決め、要配慮者の自宅等を掲載した「災害時住民支え合いマップ」を作成。

■安否確認のIT化

マンション管理組合が全住居人の安否状況を確認可能とし、一時避難者も受け入れ可能。





「安全カード」を 玄関ドアに掛け 安否を知らせる

事例③ 避難所運営のルールを構築

■避難所運営マニュアルを作成し、訓練を毎年実施

地区住民で避難所生活の役割分担を取り決めた

「避難所運営マニュアル」を作成し、各種実施

訓練を毎年実施。





応急手当訓練

物資の仕分け

地区拠点 街づくりセンター (小学校区)

本部長区長会長

副本部長 ①小学校長 ②生涯学習推進会長 ③福祉推進会長

総務班

- 運営本部会議の事務局(庶務)
- 記録 ・報道への対応
- 地域、自主防との連携
- ボランティア受入・管理

被災者管理班

- 名簿管理
- 被災者問い合わせへの対応
- 要配慮者への対応
- ・郵便・宅配等の取次ぎ

情報班

- · 避難所外 情報収集
- 避難所内外向け情報発信

物資•食料班

- 食料、物資の調達
- 食料、物資の管理及び配給
- 炊出し

施設管理班

- 避難所内危険個所の対応
- 避難所内必要施設の整備
- 避難所内防犯、治安

保健•衛生班

- 衛生管理(ゴミ、トイレ、掃除)
- 医療、介護活動、生活用水の管理
- ・ベット

避難所における役割分担(例)



(事例のご紹介)

事例 避難基準のルール

■史上最悪の洪水に備える避難基準を独自に設定

住民避難の基準となる河川水位を独自に設定し、 基準水位に達した際の対策本部の担当を決める。 平常時の役割、災害時の役割も決めた「避難ルール ブックと防災マップ」を全戸配布し、それに基づいて、 充実した地区防災訓練を実施。

| 班名 | 平常時の役割 | 災害時の役割 |
|----------------|---|---|
| 指揮調整班 | 全体調整 防災機関その他との事前調整 防災資機材の点検(整備) | 全体調整 防災機関その他との調整 被害・避難状況の全体把握 |
| 情報連絡班 | 啓発・広報 無線設備の点検(整備) | 防災機関などからの情報収集・伝達 |
| 避難誘導班 | 避難経路の点検 | 住民の避難誘導 |
| 救出救護班 | 救出用器具の点検(整備) | 負傷者の救出・応急手当・救護所へ の搬送 |
| 給食給水班 | 給食・給水器具の整備・点検 (整備) | 炊き出し等の給食・給水活動 |
| 偵察情報班 消火水防班 | 消防用器具の点接(整備) | 水害:水害現場の対応 地震:火災が発生した場合、消火活 動を優先、被害・避難状況の 把握 |
| 要支援者班 | 対象者の把握 支援体制・方法の検討・整理 個別計画の作成 定期的な個別計画の見直し・ 修正 | 見回り・声かけ等安否確認および選 難行動要支援者の選難誘導 |

災害対策本部の活動体制